

首長の多選問題に関する調査研究会（第6回）

2007年5月30日（水）

【高橋座長】 それでは、時間になりましたので、ただいまから第6回首長の多選問題に関する調査研究会を開催いたします。皆さん、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、ご都合により只野委員がご欠席でございます。

記者とカメラの方、このあたりでご退席をお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。初めに事務局より、各資料に関して説明をお願いいたします。

【笠置補佐】 それでは、私のほうから、本日の資料についてご説明を申し上げます。

資料1でございますが、18日に開催させていただいた前回の第5回研究会の議事要旨、一週間程度で公表しているものをおつけいたしております。

資料番号を付しておりませんが、その次に、報告書の要旨と本体、報告書（案）をお配りさせていただいております。報告書本体、並びに報告書要旨につきましては、お忙しい先生方に大変失礼とは存じましたが、前回18日の研究会後、3回にわたりまして、修正案等をごらんいただきてきたところでございます。大変お世話になりまして、ありがとうございました。その結果、お示した第3次修正案から修正している部分のみをご説明させていただきたいと思います。

まず、要旨の2ページでございます。こちらの2の（2）「第15条との関係」というところで、これにつきましては、本体の1つ目の丸の3行目で、「合理的な理由があれば」の前でございます。こちら本体のほうに、「このように」というのは追加したわけですが、要旨のほうに追加を忘れていたということもございまして、要旨についても、「このように」といった表現を入れさせていただいております。要旨については、これだけの変更点ということでございます。

また、本体につきましては、第3次修正案からの変更として1点だけございまして、18ページをお開きください。18ページのなお書き以降につきましては、諸外国の状況についてご紹介を差し上げていたところでございます。第3次修正案では、「アメリカ合衆国では」という、引き続き国レベルの話と地方政府、あるいは地方自治体レベルの話がつながって書いてあって、なおかつ、「また」という表現がちょっと多かったということもござ

いまして、わかりやすさということを考えまして、国レベルのほうで1回切って改行して、地方レベルの話を「アメリカ合衆国では」という以降で書くことによって、「また」といった表現の多用を修正させていただいたというところでございます。第3次修正案からの変更は、その1点でございます。

また、今日、只野委員からはご欠席という連絡を受けておりますけれども、座長、座長代理をはじめ、各委員にくれぐれもよろしくお伝えくださいということと、内容につきましては、委員の賛同を得られているものであるもので、特に修正というか意見はないということ、昨日の夕方、うかがったところでございます。

それと、もう1つお配りしておりますのは、参考資料ということでございまして、こちらについては事務局のほうで、これまでに提出した資料について、最終的に白表紙の形でセットする際の参考資料ということで、これもおつけしようということで、ご用意させていただいたものでございます。

以上で終わります。

【高橋座長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、報告書（案）については、各委員にご確認いただき、ご了解いただいているようでありますので、お手元の案をもって、最終報告書ということにしてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、これを最終報告書といたします。

本日、午後2時半に、私から総務大臣に報告書を提出いたします。また、その後に、座長ブリーフィングということで、記者の方々にご説明したいと思っております。

それじゃあ、久元選挙部長から、最後に一言、お願いします。

【久元選挙部長】 一言、お礼を申し上げたいと思っております。

この研究会が発足いたしまして、第1回の会合が開催されたのは、去年の12月のことでした。この間、年末年始、統一地方選挙、また、ゴールデンウィークもあって、実質的には大変短い期間だったわけですが、座長の高橋先生をはじめ、先生方にはほんとうにお忙しい中、精力的に議論をしていただきまして、今日、こういう形で報告書をまとめていただきました。ほんとうにありがとうございました。

また、この間、非常に奥行きが深い議論をしていただきまして、この議論に参画させていただきました私ども、これは、いろいろな意味で、今後の糧になると思っております。そういう意味でも、心からお礼を申し上げたいと思っております。

多選の問題は、古くからの課題でしたが、ともすると、憲法上の制約というのがあるかもしれない、あるいは、あるんだらうかといったようなことがあったわけですが、今回のこの報告は、基本的には、これは立法政策の問題だと結論づけていただきました。これは、大きな意味をもつのではないかなという気がしております。

私どもの役割は、まず、できるだけ各方面の方に、この報告書を説明していくことだろうと思います。この報告書自体、大変注目されているわけですが、それだけに私ども、各方面によく説明させていただいて、そして、いろいろな議論、活発な議論に役立てていただきたい、それが当面の私どもの役割であろうと思っております。

今後、地方分権改革は新しいステージに入っております。非常にいろいろな課題が山積しているわけでありますので、どうか今後とも、これを機会に、先生方には引き続き、いろいろな面でご指導、ご支援をいただきますようお願い申し上げます、お礼とさせていただきます。

ほんとうにどうもありがとうございました。

【高橋座長】 それじゃあ、本研究会を終了させていただきます。皆様、ほんとうにありがとうございました。